

## 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業実施要綱

### 1 目的

障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業(以下「本事業」という。)は、障害者自立支援法及び児童福祉法(以下「支援法等」という。)の改正に伴い、市町村において一時的に必要となる施行事務費に対し助成し、障害児者支援制度の基盤の安定化及び適正を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は市町村とする。

### 3 事業内容

支援法等の改正に伴って、市町村において必要となる以下の経費について助成を行う。

- (1) 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費
- (2) サービス利用者、事業者等に対する制度改正内容等の広報啓発経費
- (3) その他、支援法等の改正に伴い、一時的に必要となる事務処理に要する経費

### 4 補助単価

知事が別に定める額

### 5 補助割合

定額(10分の10)

### 6 実施年度

平成18年度から平成24年度まで

### 7 実施上の留意事項

- (1) 市町村において経常的にかかる経費、他の補助事業の対象になるものについては、本事業の対象とならない。
- (2) システム改修関係経費のうち、保守に当たる部分、程度区分認定調査及び調査員の研修に係る報酬、旅費等、審査会及び委員研修に係る報酬、旅費等、障害福祉計画等にかかる調査、検討会等の経費については対象外とする。

### 8 その他

- (1) 補助金を申請する場合は、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条に基づき申請を行うものとし、添付書類として事業実施計画書(知事が定める様式により作成されたものに限る。)を提出するものとする。
- (2) 事業完了後は、交付要綱第10条に基づき事業実績報告を行うものとし、添付書類として事業実績報告書(知事が定める様式により作成されたものに限る。)を提出するものとする。

附 則 (平成21年11月5日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成21年11月5日から施行し、平成21年度の予算から適用する。

附 則 (平成24年9月4日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成24年9月4日から施行し、平成24年度の予算から適用する。